

議案第1号

教育長の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市天神堂

氏名 坂川 孝志

令和6年4月15日提出

久慈市長 遠藤 譲一

議案第1号参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

議案第2号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市十八日町

氏名 齊 藤 豊

令和6年4月15日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

議案第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市長内町

氏名 久 慈 正 俊

令和6年4月15日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

議案第3号参考資料

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 省略

（固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等）

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価員

2 省略

議案第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市小久慈町

氏名 古 山 敬

令和6年4月15日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

議案第4号参考資料

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 省略

（固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等）

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価員

2 省略

議案第5号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市巽町

氏名 外 里 文 人

令和6年4月15日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

議案第5号参考資料

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 省略

（固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等）

第425条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- (1) 国会議員及び地方団体の議会の議員
- (2) 地方団体の長
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 固定資産評価員

2 省略